

村の総合健診を受診されていない方は…

医療機関で特定健診を受けることができます

●自己負担額

1,200円

●対象者

国民健康保険被保険者で、40～74歳の方

※令和8年3月31日までに40歳に到達する方～75歳の誕生日前までの方となります。

※今年度すでに村の総合健診または人間ドック・脳ドックを受診した方、受診予定の方は受診できません。

●受診できる医療機関

県内の一部医療機関（詳細は役場国保年金課までお問い合わせください。）

▶村内で受診可能な医療機関

※事前予約が必要です。

- ・競馬共助会みほクリニック（美浦村美駒2500-2）☎029-885-1813
- ・美浦中央病院（美浦村宮地596）☎029-885-3551



●受診方法

- ①医療機関に電話等で予約してください。
- ②受診前に、国保年金課窓口で申請をし、医療機関健診受診券の交付を受けてください。
- ③受診当日に、医療機関健診受診券とマイナ保険証または資格確認書を持参して受診してください。

●受診可能な期間

令和8年3月31日(火)まで

※特定健康診査の結果は、健診機関を通じて村に報告され、必要に応じて特定保健指導に活用されます。

■問合せ 国保年金課国保係 ☎ 029-885-0340 (内) 116

後期高齢者対象の歯科健康診査

高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

●対象者

後期高齢者医療制度の被保険者のうち次に該当する方

- ・昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれの方
- ・昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方
- ・昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの方

※対象者には、茨城県後期高齢者医療広域連合から8月下旬頃に「歯科健康診査のご案内」が郵送されます(長期入院、施設入所者等を除く)。実施医療機関等、詳細はそちらをご覧ください。

●受診期間 9月1日(月)～12月31日(水)まで※1年度1回

●受診費用 無料ですが、健診に引き続き治療を行う場合、別途料金がかかります。



■問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課保健事業係 ☎ 029-309-1212